

<任意継続保険料 支払方法について>

支払方法			紹介	メリット	デメリット・注意
自動引落	所定用紙にて申込を行う。	MBS(自動引落)	明治安田収納ビジネスサービス(株)へ申し、申込完了後は指定口座より月々自動引落されます。	最初に手続きをするだけで、振込み忘れによる資格喪失が防止できること。自動引落の振込手数料は通常の振込に比べ低廉(月々220円)なこと。	開始までに少々時間がかかり、数ヶ月間は直接振込が必要であること。
直接支払	当健保の口座へ直接入金、もしくは現金書留利用、現金を持参する。	単月支払	当月10日までに一月分ずつ健保の口座へお支払頂く方法です。	納期までであれば、ご自身で振込の時期が調整できること。	毎月忘れずに手続きをする必要があること。
		半期前納※	該当年度を前期(4月～9月)後期(10月～翌3月)に分け、それぞれ期の始まる前月末迄に、前期・後期と2回に分けお支払頂く方法です。	保険料が割引されること。振込の手間が年間2回で済むこと。それに伴い振込手数料が軽減されること。	前納の保険料は、資格喪失月以降の金額について割引を再計算されて返金されること。
		通期前納※	該当年度分を一括して前年度3月中にお支払頂く方法です。	保険料が割引されること。振込の手間が年間1回で済むこと。それに伴い振込手数料が軽減されること。	前納の保険料は、資格喪失月以降の金額について割引を再計算されて返金されること。

< 前納制度(※)を希望される方へ >

前納を選択された場合は別途必要な金額をお知らせ致します。年4分(年間10万円で2千円程度)の複利計算での割引となります。
加入月の保険料には割引が効きません。割引が効くのは加入月の翌月分からです。
加入時期により、期の途中から前納を希望される方は、任意継続被保険者資格を取得した月の月末までに前納保険料を納付する必要があります。これを過ぎますと、前納制度の選択が出来なくなりますのでご注意ください。

< 自動引落を希望される方へ >

自動引落を申込される方は「預金口座振替依頼書・自動払利用申込書」に記入、捺印のうえ、 月 日()までに当組合必着にてご送付ください。なお、事務手続上、すぐに引落は開始できません。開始までの流れにつきましては、必ず下記の☆をご確認下さい。

☆この制度を実施した場合の保険料振込みについて

締切必着にてお申込をいただきました場合、
令和 年 月分保険料(月 日振替)より引落を実施いたします。
従って、 月分～ 月分の保険料(円)は下記の銀行口座へ送金願います。
みずほ銀行 東京中央支店 普通 No.1617912 日油健康保健組合

任意継続保険料は、保険料を当月10日までに組合に払込みいただく関係から、当月分保険料と口座振替手数料の合計額を前月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座振替いたします。このため口座振替に必要な金額は前日の26日までに当該口座にご準備ください。(27日引落分は、翌月の保険料になります。)

<お支払い方法の変更について>

お支払方法については、3月の初旬に翌年度分保険料のお知らせと同時期に変更につき、お伺いいたします。期日までにお申し出頂いた場合は、翌年度分より変更頂けます。ただし、自動引き落としの開始・停止のお手続きには多少時間がかかりますので、すぐにご希望を反映させられない場合がございます。ご了承下さい。